

I 建築士事務所の登録手続きについて（新規・更新登録）（建築士法第 23 条の 2）

1 建築士事務所登録について

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定により、建築士として、又は建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物の設計、建築物の工事監理等の業務を行うことを業としようとする場合は、建築士事務所の登録が必要です。

2 手続きの流れ



(1) 「申請書類の提出」について

①提出方法

- ・新規及び更新登録を申請する場合は、別表 1 「建築士事務所登録申請に必要な書類（新規・更新）」をご覧のうえ、必要な申請書及び添付書類等を、正本 1 部、副本 1 部を提出してください。
- ・チェックリストに、連絡が取りやすい電話番号、（更新のみ）登録通知書及び副本の受取方法をご記入ください。（詳しくは(4)をご覧ください）
- ・更新の登録を受ける場合は、有効期間満了の日前 30 日までの申請が必要です。

- 新規申請 窓口持参のみ
- 更新申請 窓口持参または郵送（簡易書留・宅配便等）

○提出先

〒320-0032 宇都宮市昭和 2-5-26 （一社）栃木県建築士事務所協会

【ご注意】

- ・郵送による提出の場合、送料はお客様にてご負担ください。
- ・普通郵便等で送付された場合、紛失事故等につきましては、当会では責任を負いかねますのでご了承ください。

②申請手数料について

建築士法の改正に伴い、平成 27 年 7 月 1 日より手数料が変更になりました。

一級建築士事務所 16,000 円 二級・木造建築士事務所 11,000 円

※お支払方法 ※栃木県収入証紙は使用できません。

- 窓口申請 現金払い（新規登録は現金払いのみとなります）
- 銀行振込申請 足利銀行 県庁内支店
一般社団法人 栃木県建築士事務所協会
会 長 佐々木 宏幸
口座番号 普通 3 2 9 3 7 0 8

【ご注意】

- ・登録される建築士事務所の名称でお振込ください。
- ・振込手数料は登録申請者にてご負担ください。

・登録を中止された場合等は、振込手数料を差引き返金いたします。

(2) 「提出書類の確認・受理」について

・申請書類の記入もれ、必要書類の不足がある場合には、受理できませんので、ご注意ください。

(3) 「登録手続」について

・通常 10 日間程度のお時間をいただきます。

(4) 「登録通知書発行・副本返却」について

①受取方法

・新規申請 窓口受取のみ

・更新申請 窓口受取または郵送（選択できます）

→

・申請書類の提出の際、「チェックリスト」に希望する受取方法を記入してください。

・なお、郵送受取の場合、送料は申請者負担（着払い）となります。